

出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し、提出することとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達 12 の 2 - 2 に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。

（締約国品目証明書の必要的要件）

68-5-11 の 5

(1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものを言う。

協定名	締約国品目証明書	本節における略称
ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書
モンゴル協定	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書

(2) 令第 36 条の 3 第 5 項(令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 5 項、第 61 条第 1 項第 2 号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)及び(ロ)に留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に定める事項
-------	----------------------------------

(イ) ペルー協定附属書 1 第 2 編第 2 節日本国の表の 2 欄に定める品名が記載されていること。

(ロ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

（不備のある原産地証明書の取扱い）